

山家駐在所だより

令和7年4月号



筑紫野警察署
☎929-0110

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化！！

令和6年11月1日に道路交通法が改正され、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備され厳しくなりました。

● 運転中のながらスマホ ※停止中の操作は対象外

スマートフォンなどを手に保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

◎ 違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

◎ 交通の危険を生じさせた場合は**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

※交通の危険とは・・・自動車等の運転により人を死傷させるおそれのある行為、または歩行者や他の車両安全を脅かす行為など

● 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

◎ 違反者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

◎ 自転車の提供者は、**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**

◎ 酒類の提供者・同乗者は、**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

※ その他の危険行為は信号無視、指定場所一時不停止、安全運転義務違反、通行区分違反、遮断踏切立ち入りなどがあります。

駐在のつぶやき

この度の春の異動で駐在所を出ることとなりました。3年間で振り返ってみて、正直、私が地域を守るべきところを、逆に山家の皆さんに守っていただいたという気持ちでいっぱいです。また、勤務やプライベートを通じて、皆さんの温かさを家族で感じさせていただきました。ふと思い出しましたが、歴代の駐在所員の諸先輩方が「山家に対してすごく特別な想いがある」、「山家という場所を好きになる」と言った話は本当だなと感じました。まだまだ私の警察人生は長いですが、山家の方々とのお会いを忘れません。3年という長いようで短い期間でしたが、本当にありがとうございました。山家の皆さんに幸あれ！！

令和7年1月から2月の 事件・事故発生状況

乗り物盗
侵入盗
非侵入盗

0件
0件
0件



物件事故
人身事故

9件 (前年比 - 2)
0件 (前年比 ± 0)